

学校法人奈良学園 期限付事務職員 募集要項

採用形態	期限付事務職員
採用年月日	令和８年１１月１日（応相談）
雇用期間	令和９年３月３１日（更新の可能性あり。ただし、更新回数４回、通算契約年数満５年まで）
募集人員	１名
勤務予定部署 （勤務地）	奈良学園登美ヶ丘幼小中高事務室（奈良県奈良市中登美ヶ丘３丁目１５-１） ＊ 雇用契約期間内において主とする勤務地の変更はありません。
職務内容	奈良学園美ヶ丘幼小中高事務室において以下の業務を担当 １．学校事務業務全般 ２．法令にもとづく届出、報告書作成、各種調査対応業務 ３．その他、所属長が指示する奈良学園登美ヶ丘幼小中高事務室分掌の諸業務 ＊ 雇用契約期間内において主とする職務内容の変更はありません。
本 俸 諸 手 当	本 俸：本学園の規定により決定 諸手当：規定にもとづき支給
賞 与	年２回〔年間３.４か月（６月-１.６４か月、１２月-１.７６か月）・令和７年度実績〕 ※ 賞与支給率は、諸情勢により変動することがあります。 また、採用初年度の冬季賞与は１１月入職により減率計算となります。
社 会 保 険	私学共済（健康保険・年金）：加入 雇用保険、労災保険：加入
就 業 日	月曜日から土曜日 ※ 土曜日は、原則として勤務を免除する日となります。
勤 務 時 間	平日：８時３０分～１６時３０分（休憩１時間） 土 ：８時３０分～１３時００分（休憩なし） ※ 一週３５時間で調整します。
休 日	１．日曜日 ２．国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に定める休日 ３．年末年始 ４．創立記念日 ５．その他所属長が特に指定する日 ※ 業務の都合により休日を他日に振替える場合があります。 上述以外に春休み２日、夏休み１３日取得可能です。
応 募 資 格	１．本学園の教育理念を理解し、他の教職員と協働して業務を円滑に行うことができる方 ２．学園の業務を安定的に継続するために必要となる専門的な知識・技能をもつ方 ３．学園の業務を正確かつ迅速に処理することができる事務職としての経験をもつ方 ４．学歴、短期大学卒業以上の方 ５．私学事務職員としての実務経験があれば望ましい
応 募 書 類	１．履歴書 〔厚生労働省履歴書様式、写真貼付、E-mailアドレス及び『登美ヶ丘事務室期限付事務応募』と明記〕 ２．職務経歴書 ３．最終学校成績証明書 ４．最終学校卒業証書（写）又は卒業証明書 ５．志望理由書（A4用紙１枚・８００字程度） ６．「英語能力に関する証明書があればその写し ７．業務に関連する資格を有している場合その写し ８．その他書類（以下の要件に該当する場合は、必ず作成し提出してください。） ① 刑事罰（道路交通法違反のうち、交通反則通告制度の適用を受けるものを除く）や懲戒処分等（ハラスメント、研究費不正等）を受けた場合には、その詳細を別紙（任意様式）に記載してください。 ② 過去にセクシュアルハラスメントを含む性暴力等を原因として懲戒処分若しくは分限処分を受けた場合には、処分の内容及びその具体的な事由を別紙（任意様式）に記載してください。 ③ 特定性犯罪前科がある場合、特定性犯罪に関する記録（別紙をご確認ください）
応 募 方 法	応募書類を下記応募書類送付先へ送付 ※ 提出された個人情報等は、採用以外の目的に使用することはありません。 ※ 応募書類は返却いたしません。選考試験終了後本学園が責任をもって処理します。
応募締切日	令和８年９月１８日（金）必着
選 考 方 法	書類選考合格者に選考試験（適性試験、面接試験）を実施します。
選考試験日	令和８年１０月３日（土）〔書類選考合格者〕
応 募 書 類 送 付 先 問 合 せ 先	〒631-0003 奈良県奈良市中登美ヶ丘３丁目１５-１ 学校法人奈良学園 総務部人事課 期限付事務職員採用係 Tel 0742-93-5105

◎ 期限付事務職員採用選考試験応募者への確認事項について

- ・本業務へ従事するに当たっては、令和 8 年 12 月 25 日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
- ・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ・このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は、下段参照条文をご参照ください。

（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三 児童福祉法第六十条第一項の罪

四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第 2 条第 7 項第 6 号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和 7 年政令第 440 号）（抄）第 2 条及び附則第 2 項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。